

# 早分かり！「改正特定電子メール法」対策レポート

平成 20 年 12 月 1 日より、「改正特定電子メール法」が施行されました。

このレポートは「改正特定電子メール法」の概要と、弊社サービスを利用する上での対策ポイントをまとめてあります。条文やガイドラインを参照しながらご覧ください。

## ▼特定電子メールの送信等に関するガイドライン（PDF）

[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000060967.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000060967.pdf)

特定電子メール法の改正内容についてご不明な点がございましたら、以下にお問合せくださいますようお願いいたします。

総務省総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政課

[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/joho\\_tsusin/d\\_syohi/m\\_mail.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/d_syohi/m_mail.html)

電話 03-5253-5487

### <改正のポイント>

- ・ オプトアウト方式からオプトイン方式へ
  - a) 同意の通知が必要
  - b) 同意を証する記録の保存
- ・ メールへの表示義務付け
  - a) 送信者の氏名又は名称
  - b) 配信停止の連絡先となる電子メールアドレスまたは URL
  - c) 配信停止を受付ける旨の記載
  - d) 送信者の住所
  - e) 苦情や問合せ用の電話番号、メールアドレスまたは URL
- ・ 罰金額の引き上げ、罰則の強化

## ●「特定電子メール」って？

特定電子メールとは、

「自己又は他人の営業につき広告又は宣伝を行うための手段として送信する電子メール」

と定義されています。

商品・サービス等に関する情報を広告宣伝するメールは、明らかに特定電子メールとなります。

さらに、以下も「広告宣伝を行うための手段として」送信されているものと考えられるため、特定電子メールに該当します。

- ・ 商品、サービスを広告宣伝しようとする Web サイトへ誘導することが送信目的に含まれるメール
- ・ SNS への招待や懸賞当選の通知、友達を装って営業目的の Web サイトへ誘導しようとするメール

メールの中で直接的に広告宣伝しなくても、広告宣伝するサイトへ誘導すれば、特定電子メールとみなされることとなります。

自分の商品・商材・サービスを販売するメールだけでなく、アフィリエイト URL を記載したメールも特定電子メールとなりますのでご注意ください。

## ■特定電子メールに該当しないものは？

- ・ 取引関係に係るお知らせ（事務連絡や料金請求）で、広告宣伝のサイトへ誘導しないメール
- ・ 単なる時候の挨拶であって、広告宣伝の内容を含まず広告宣伝のサイトへの誘導もしないメール
- ・ 政治団体、宗教団体、NPO 法人、労働組合等の非営利団体が送信するメール

## ●「送信者」、「送信委託者」の位置づけ

この法律での「送信者」は「メールを送信する者」で、「営利目的の団体団体又は営業を営む場合における個人」となります。

法人や個人事業でやられている方はもちろん、副業でネットビジネスをやられている方やアフィリエイトなどの個人も対象となります。

「送信委託者」とは「メールの送信を委託した者」で、メールの送信に関して送信先や送信事項について一定の指示をしている者と解されます。

弊社のようなメールを配信するためのシステムを提供しているだけのメール配信 ASP 事業者や、「まぐまぐ!」のようなメール配信サービス事業者は、送信者や送信委託者には該当しません。

## 特定電子メール法の何が改正されたのか？

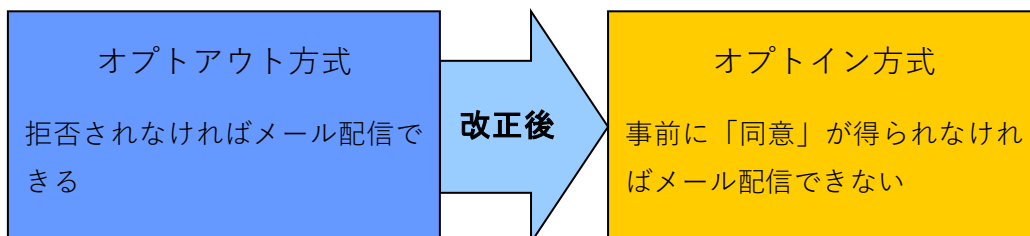
今回の特定電子メール法で一部改正された内容は、以下のとおりです。

### ■オプトアウト方式からオプトイン方式へ

今までは、件名に「未承諾広告※」と付けるなど一定の条件をクリアし、且つ配信拒否されなければ同意なしに特定電子メールを配信することができました。

これを「オプトアウト方式」と言います。

今回の改正で、事前に受信者の「同意」が得られなければ特定電子メールの配信ができなくなりました。これを「オプトイン方式」と言います。



## ■「同意」とは？

同意とは「他の者がある行為をすることについて、賛成の意思を表示すること」と解されます。

- ・ 受信者が広告宣伝のメール送信が行われることを認識していること
- ・ 賛成の意思表示があったこと

この2点が同意を得られたかどうかを判断するポイントとなります。

## ■同意を得るために

メールアドレスを取得する際には、

「弊社からお送りするメールには商品・サービスに関する情報や広告宣伝が含まれます」

といった説明を誰もがわかる形で明記しておく必要があります。

誰も目にしないような場所や読めないような小さな文字で書くことはNGです。

また、送信者または送信委託者が特定されており、名称等が認識できることも必要なので、名称や連絡先も併せて明記しておくことをお勧めします。

## ■同意した人からの「通知」が必要

受信者がメール送信を同意する旨を送信者または送信委託者に通知することが必要とされています。

「同意の通知」を受けて、はじめて特定電子メールを送ることができるようになるということです。

当サービスであれば、フォームからの登録後に「登録通知」を指定のアドレスに送ることができますので、必ず登録通知を受信する設定にしてください。

- ※ オートビズ、パワーステップメール（ステップメール機能）は、配信文作成 > 基本設定で設定できます。
- ※ パワーレスポonder、パワーステップメール（オートレスポonder機能）は、自動返信文登録画面で設定できます。

### **【重要】他サービス等で取得したメールアドレスの扱いについて**

無料レポートスタンドや読者増サービスなど、メールアドレスを大量に取得する方法はありますが、特定電子メールを送信するには、メールアドレスを取得する際に「同意の通知」が送信者に送られていることが要件となります。

要件を満たさない（同意が得られたと言えない）メールアドレスに対して、当サービスより特定電子メールを配信することは固く禁止させていただきます。

また、要件を満たしたメールアドレスであっても、当サービスから再度オプトインメール（配信許諾を得るためのメール）を送信していただく必要があります。

### **■同意の取得・確認のために送信されるメールの取扱い**

メール送信をするための同意の取得・確認のためにメールを送りたい場合もありますが、これも「最終的に広告宣伝メールを送るためのもの」であるため、特定電子メールに該当しません。

同意の取得・確認のためのメールを送れるのも、事前の同意を取得されている場合のほか、「※オプトイン規制の例外」に該当する場合には限られますので注意が必要です。

※ 「オプトイン規制の例外」については7～8ページを参照

### **●今あるリスト(改正前に取得したリスト)の扱いはどうなるの？**

改正前に取得したリストであれば、法的には「同意の通知」を受けていなくても特定電子メールを配信することは可能なかもしれませんが、トラブルを未然に防ぐためにも、フォームから再登録いただくなど、再度同意を取得いただくことをお勧めします。

この場合は、オプトイン規制の例外として、同意の取得・確認のメールを送ることは問題ないと思います。

## ■デフォルトオン/オフ

登録フォームでメール送信の同意を取得する場合に、同意する旨のチェックボックスにあらかじめチェックを入れ、利用者がチェックをはずさなければ同意したこととなる「デフォルトオン」と、利用者がチェックを入れなければ同意しなかったことになる「デフォルトオフ」の2つの方法があります。

どちらが良いかは、同意を取得する際の説明がしっかりされているかなどで判断が変わるので一概には言えませんが、**利用者の意思をより明確にするためにも「デフォルトオフ」を推奨**します。

## ●同意を証する記録の保存

オプトイン規制においては、受信者の事前の同意があったかどうか適法かどうかの重要な判断基準になるため、「同意を証する記録」の保存が義務付けられています。

受信者が「勝手に登録して送りつけている」というクレームが合った場合に、「いつ」「どうやって」取得したものを提示する必要があるわけです。

## ■保存内容

保存すべき内容としては、次のいずれかとされています。

- 同意を取得しているメールアドレスごとに
  - ・ 同意を取得した際の時期
  - ・ 方法等の状況を示す記録
  
- 特定電子メールの宛先とすることができるリストに加え
  - ・ 書面で同意を取得した場合は記載事項の記録
  - ・ メールで同意を取得した場合はそのメール内容
  - ・ サイトを通じて同意を取得した場合はサイトの画面構成

記録媒体（紙かデータかなど）の指定はないので、どのような形式でも良いのですが、「配信リストの管理」は今まで以上に重要なものとなります。

当サービスでは、「登録者データ管理」メニューより登録者データをダウンロードできるようになっており、そこに登録日が記載されています。

また「登録通知」では、「どの URL からの登録か」、「登録者の IP アドレスやホストアドレス」も記載されますので、保存内容としても有効です。

## ■保存期間

特定電子メールの送信をしないこととなった日から1ヶ月までとなっています。

## ●オプトイン規制の例外

「同意の通知」がなくても、特定電子メールを送信してもいい場合もあります。

### 1. 「自己のメールアドレスを通知」した者

- ・サイトやブログに設定されたフォームより自らメールアドレスを登録した場合
- ・携帯の空メールで登録した場合

受信者が自らメールアドレスを登録する行為は、事前の同意を取得したことと同様だという認識になります。

ただ、この場合もメールが誰から送られるのかを特定されている必要があります。

## ●名刺交換した方への特定電子メール送信は？

「自己のメールアドレスを通知した者」となるため、法律上はOKです。

ただ「名刺交換をただけで、メルマガの配信を許可した覚えはない」ということからクレームに繋がるケースも多くなっています。

名刺交換の際、メルマガ登録の許可を得たり、  
名刺交換のお礼として送ったメールでメルマガ登録を促すなど、  
相手に不快感を与えないためにも、無断でメルマガに登録することは避けましょう。

## 2. 「取引関係」にある者

通常、『継続的な』取引関係にあれば、商品やサービスの宣伝が行われることは自然なことなので、オプトイン規制の例外となります。

ただし、『継続的な』取引関係になっていない、もしくはなる予定がない場合などは事前に承諾を得ておいた方が良いでしょう。

## 3. 「自己のメールアドレスを公表」している団体・営業を営む個人

Web サイト上でメールアドレスを公表している事業者（企業だけでなくアフィリエイトをやっている個人）などは、特定電子メールであっても、一定の送信は許容されるものと考えられるため、オプトインの例外とされています。

※「広告メールお断り」など特定電子メールの受信を拒否する旨を表示している場合には、オプトイン規制の例外には当てはまりません。

なお、法律上は上記のようになっていますが、弊社の運営ポリシーでは「配信の同意を得たメールアドレスのみ」配信可能としています。

公表されているアドレスであっても、当サービスからの配信は禁止させていただいておりますので、ご了承ください。

## オプトアウト

オプトアウトは「配信解除」「配信停止」という意味です。

受信者が望まなくなったときに、容易にオプトアウトできることが重要です。

当サービス（オートビズ、パワーステップメール）には、受信者ごとに専用のオプトアウト URL が挿入される機能がありますので、配信するメールには必ず挿入してください。

配信解除した方に再度メールが送信されないよう、配信解除者はデータベースやリストから削除してください。



## ●複数のシナリオを同時解除させる

ステップメールの場合は、同一アドレスが複数のシナリオに登録されるケースもあるため、一度の解除で複数のシナリオが同時解除できるように設定いただくことをお勧めします。詳しくは、オンラインヘルプの「活用 TIPS」コーナーをご覧ください。

## ■オプトアウトの例外

以下については、オプトアウトの例外となります。

- 料金の請求やサービス内容の変更のための事務連絡メールに付随的に広告・宣伝が含まれる場合
- 契約前の問い合わせに対する返信等に付随的に広告・宣伝が含まれる場合

## 表示義務

特定電子メールを送信する際に、以下の項目を表示が義務付けられました。ビジネスの信用を得るためにも必要なことですので、しっかりと守りましょう！

## ■基本的な表示事項

以下の項目は、**特定電子メール内の任意の場所に記載することが義務付けられています。**

### 1. 送信者の氏名または名称

企業名や団体名、個人事業主であれば屋号、個人であれば個人名を記載します。

#### ●本名じゃなければダメなのか？

会社名や屋号などの名称を持たない主婦やサラリーマンの方などで、ネット上ではニックネームで活動している方もいると思います。

でも、法律的には「実在する」ということが重視されているはずですので、本名を記載する必要があると思います。

## 2. オプトアウトの通知を受けるためのメールアドレスまたは URL

オプトアウト（配信解除）の通知を受けるためのメールアドレスやオプトアウトを行えるホームページアドレス、配信解除 URL を記載します。

### ●フリーメールアドレスでも良いのか？

オプトアウトの通知を受けるためのメールアドレスは、きちんと送受信できるものであれば問題ないのですが、Hotmail や Yahoo メールなどのフリーメールアドレスなどは使わない方が良いと思います。

フリーメールアドレスは架空の名前で誰でも取得できるものであり、ビジネスで使う場合の信用性は極めて低く、逆に不信感を与えてしまうことにもなりかねません。

配信の停止を求めるための通知をするために使われるものですから、プロバイダで提供されたメールアドレスや独自ドメインのメールアドレスを使うことをお勧めします。

## 3. オプトアウトの通知ができる旨の記載

### ●ステップメールは配信解除 URL と併せて記載しましょう

当サービス（オートビズ、パワーステップメール）の各配信文設定画面にある「オプトアウトの挿入」にチェックを入れると

このメール配信を解除したい場合は下記 URL より行って下さい。 <a href="http://24auto.biz/xxx/mailcancel.php?xxxxxxx">http://24auto.biz/xxx/mailcancel.php?xxxxxxx</a>
---

といった感じで、オプトアウトができる旨のコメントと個別の配信解除 URL が自動的に記載されます。

<コメント例>

「以下の URL をクリックするとメール配信を解除できます」

「当社からのメールの配信停止を希望される場合は、以下の配信解除 URL をクリックしてください」

### ●メールアドレスで配信解除を受付ける場合

前述のとおりフリーメールアドレスは使わない方がベターです。

<コメント例>

「このメールの配信停止を希望される場合は、以下のメールアドレスに「配信停止希望」とお書きの上ご連絡ください」

## ■「表示」として必要なその他の事項

以下は、**特定電子メールの任意の場所に記載するか、URL を記載してそのリンク先に記載**してください。

### 1. 送信責任者の住所

送信責任者の所在を明らかにするものですので、会社または自宅の住所である必要があります。番地まできちんと明記しましょう。

### 2. 苦情や問合せ等を受付けるための電話番号、メールアドレス又は URL

苦情や問合せを受付けるための専用フォームを当サービスで作成して受付けることが受信者にとってもわかりやすく、安心感もあると思います。

電話番号の記載については、ガイドラインに「可能な場合には、電子メールアドレスや URL だけでなく、電話番号についても記載することが推奨される」と書かれているので、必須ではないようですが、信用度を高めるためにも電話番号を記載することをお勧めします。

## 表示すべき場所

一般的には送信するメール本文の最初か最後（署名）に表示させます。

メールに必ず記載しなければいけないのは

- ・ 送信者の氏名または名称
- ・ オプトアウトの連絡先となるメールアドレスまたは URL
- ・ オプトアウトの通知ができる旨の記載

オプトアウトの通知ができる旨の記載は、オプトアウトの連絡先メールアドレスや配信解除 URL の前後に記載してください。

リンク先への記載でも問題ないのは

- ・ 送信責任者の住所
- ・ 苦情を受付けるための電話番号

### ●リンク先 URL について

リンク先への記載が認められているものや配信解除 URL は、何度もクリックしないと表示にたどりつけないようなときは、表示として不適当なものとなります。

1回のクリックで表示させるようにしてください。

#### <メールの最後部分への表示例>

発行者名：株式会社ビズクリエイト	←送信者の氏名または名称
発行者住所：群馬県高崎市上豊岡町 747-7	←送信者の住所
苦情・お問合せ先： info@autobiz.jp	←苦情・お問合せを受付けるメールアドレス
電話番号： 027-329-6636	←苦情・お問合せを受付ける電話番号
このメール配信の停止を希望される場合は、	} ←オプトアウトの通知ができる旨の記載
以下の URL をクリックしてください。	
<a href="http://24auto.biz/xxx/mailcancel.php?xxxxxxxx">http://24auto.biz/xxx/mailcancel.php?xxxxxxxx</a>	←オプトアウト URL

あくまでも一例ですので、上記を参考にメールに必ず記載しなければならない項目は省かずに表示させてください。

## 措置命令

以下の送信者の行為によって、メール送受信上の支障を防止する必要があると認めるときは、送信者に対してメールの送信方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命じられます。

### 一時に多数の者に対する特定電子メールの送信その他の電子メールの送信

「一時に多数」とは不特定多数に送られるスパムメールを指しているようですが、

- ・ 同意を取得していない
- ・ 表示義務の規定を遵守していない
- ・ 送信者情報を偽っている
- ・ 架空メールアドレスあてに送信する

このような送信行為が措置命令の対象に該当されます。

送信者情報は正しく設定して、必ず受信可能なメールアドレスを送信者としてください。

## 罰則

法律に違反すると措置命令を受けて改善がなされますが、さらに悪質な場合や改善がなされない場合などには罰則が適用されることがあります。

### ●個人の場合

**1年以下の懲役又は100万円以下の罰金**

### ●法人の場合

**3,000万円以下の罰金刑**

ルールを守って正しいメール配信を行いましょう！

---

2008年12月1日 発行

発行者：株式会社ビズクリエイト

発行者住所：〒370-0871 群馬県高崎市上豊岡町747-7

E-Mail: [info@autobiz.jp](mailto:info@autobiz.jp)

URL : <http://biz-create.jp/>

---

※ 本レポートの無断配布、複写・複製・転載を禁じます。

※ 本レポートに書かれている情報は平成20年12月1日時点の弊社独自の見解であり、事前の同意を得ずに誤りの訂正や情報の更新を行う権利を有します。

※ 本レポートの作成には万全を期しておりますが、本レポートを利用することによって生じたいかなる結果につきましても、弊社は一切の責任を負わないことをご了承ください。